

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

本案は、「旅館業法」の一部改正に伴い、条項番号の変更等をするものです。

【法改正の背景】

生活衛生関係営業等の事業活動を継続しやすくすることを目的として、事業譲渡により事業を譲り受けた者が新たに許可を受けることなく、営業者の地位を承継することができることとする改正が、旅館業法において行われました。

【条例改正の内容】

- ①条例で引用している旅館業法の条項番号を変更します。
- ②国の「旅館業における衛生等管理要領」の内容にあわせ、洋式浴室と和式浴室の基準を以下のとおり浴室の基準としてまとめます。
  - ・清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。
  - ・浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適切な位置に設けること。

【施行期日】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日